

川崎市男女共同参画推進員設置要綱

(目的及び設置)

第1条 男女平等かわさき条例（平成13年川崎市条例第14号）に基づき、男女平等施策を総合的かつ効果的に進めることを目的とし、川崎市事務分掌条例（昭和38年川崎市条例第32号）第1条に掲げる局及び本部並びに市民オンブズマン事務局、会計室、区役所、上下水道局、交通局、病院局、消防局、教育委員会事務局、選挙管理委員会事務局、人事委員会事務局、監査事務局及び議会局（以下「局等」という。）に男女平等推進の中心的な役割を担う男女共同参画推進員（以下「推進員」という。）を置く。

(推進員)

第2条 推進員は、前条に掲げる局等から各2人とする。

2 前項に掲げる推進員のうち1人は、川崎市人権・男女共同参画推進連絡会議幹事会幹事をもって充てる。

3 推進員は、原則として、男女いずれかの性に偏ることがないものとする。

(推進員の職務)

第3条 推進員は、当該局等の次に掲げる事項に関し、男女平等を推進する視点に配慮する役割を担うものとする。

(1) 所管する事業の点検に関すること。

(2) 発行する刊行物等広報物の点検に関すること。

(3) 川崎市男女平等推進行動計画の年次報告に関すること。

(4) 所管する審議会等の委員選任に係る事前協議に関すること。

(5) その他男女平等の推進に必要な事項に関すること。

(会議等)

第4条 市民文化局長は、必要に応じて、推進員を招集し、男女平等に関する意識啓発等について、情報交換、意見交換を行うため、連絡会議を開くことができる。

2 連絡会議の庶務は、市民文化局人権・男女共同参画室において処理する。

(委任)

第5条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市民文化局長が定める。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。